

事業名	認知症対策事業費	財務コード (事業)	730414
-----	----------	---------------	--------

細事業名	高齢者権利擁護等推進員養成研修事業費
------	--------------------

担当部課室	福祉保健 部 長寿社会 課 介護サービス振興 担当 (内線)	3132
-------	--------------------------------	------

I 事業の概要

実施期間	始期 H17 年度 ~ 終期 年度			
実施主体	県(委託)			
事業の目的	<table border="1"> <tr> <td>誰(何)を対象に 介護保険施設等の施設長、介護主任等の指導的立場の職員</td> <td>その対象をどのような状態にして 身体拘束の廃止等高齢者の権利擁護のための取り組みを現場レベルで行う人材として養成されている。</td> <td>結果、何に結びつけるのか 質の高い介護サービスの実現</td> </tr> </table>	誰(何)を対象に 介護保険施設等の施設長、介護主任等の指導的立場の職員	その対象をどのような状態にして 身体拘束の廃止等高齢者の権利擁護のための取り組みを現場レベルで行う人材として養成されている。	結果、何に結びつけるのか 質の高い介護サービスの実現
誰(何)を対象に 介護保険施設等の施設長、介護主任等の指導的立場の職員	その対象をどのような状態にして 身体拘束の廃止等高齢者の権利擁護のための取り組みを現場レベルで行う人材として養成されている。	結果、何に結びつけるのか 質の高い介護サービスの実現		
事業の内容 ※主に23年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業内容 講義・演習・自施設実習を通じて、高齢者虐待防止法の趣旨の理解及び利用者の権利擁護の視点に立った介護に関する実践的手法を習得させ、もって介護現場での権利擁護のための取り組みを指導する人材を養成する。</li> <li>○対象者:介護保険施設等の施設長、介護主任等の指導的立場の職員</li> <li>○実施方法:2回に分けて実施、講義及び演習 定員は各25名</li> <li>○実施場所:甲府市内</li> <li>○委託先:社会福祉法人山梨県社会福祉協議会</li> </ul>			
根拠法令等	高齢者権利擁護等推進事業実施要綱 山梨県高齢者権利擁護等推進事業実施要領			

II 事業の目標、実施状況等(事業実績及び成果の達成状況)

事業の実施状況と目標の実現度	22年度	23年度		24年度	25年度	事業目標の考え方	
	実績値	目標値	実績値	見込値	目標値		
活動指標	研修参加人数	48	50	30	50	50	目標設定の考え方 3年程度を目安に対象としている介護保険施設等の従業者に対して研修を行う。 データの出典等 実績報告書
	活動指標達成率 (実績値/目標値)		60.0 %				
成果指標	研修アンケート結果 ※自施設での実践に役立つか。		90%	84.5%	90%	90%	目標設定の考え方 指導人材の育成を図ることから、直近のアンケート結果等から90%を目標とする。 データの出典等 権利擁護推進員養成研修参加者アンケート
	成果指標達成率 (実績値/目標値)		93.9 %				
決算額、予算額	407	378		426	344	成果指標によらない成果	
(千円) うち一財額	203	189		213	172	研修会参加者のアンケート結果では、「わかりやすかった」「とても勉強になった」「今後、努力していきたい」等の感想が多数寄せられている。	
所要時間(直接分)	88 時間	88 時間		88 時間	88 時間		
所要時間(間接分)	時間	時間		時間	時間		
所要時間計	88 時間	88 時間		88 時間	88 時間		
人件費コスト 単位:千円 (@2,021円×所要時間)	178	178		178	178		

III これまでの事業の見直し・改善状況

参加者の負担軽減を考慮し、平成24年度から、県内を6地域に分け、年度ごとに2地域で開催するとともに、特養・老健以外の介護保健施設等も対象とした。

#### IV 活動量と成果の判断(平成23年度の業績評価)

(1) 事業は予定された活動量を上げているか。(「活動指標の達成率」等から、事業の活動量を判断)		
数値判定 H23年度 活動指標 達成率	活動量に係る 一次評価	活動量に係る一次評価の考え方 ※数値判定と一次評価とが異なる場合等に記入すること
c	c	

a: 予定を超えた活動量がある(120%以上)。 b: 予定どおりの活動量がある(80%以上120%未満)。 c: 予定したほど活動量がない(40%以上80%未満)。 d: 予定した活動量に著しく足りない(40%未満)。

(2) 事業は意図した成果を上げているか。(「成果指標の達成率」、「成果指標によらない成果」から事業の成果を判断)		
数値判定 H23年度 成果指標 達成率	成果に係る 一次評価	成果に係る一次評価の考え方 ※必ず記入すること ほとんどの受講者が施設内で伝達研修を行うことが出来ると考えていることから、高齢者権利擁護に関する施設内の推進員を養成するという意図した成果をほぼあげていると言える。
b	b	

a: 意図した成果を十分に上げている(120%以上)。 b: 意図した成果はほぼあげている(80%以上120%未満)。 c: 意図した成果は十分ではないが、対象や方法の改善により成果の向上が見込める(40%以上80%未満)。 d: 意図した成果が十分でなく、成果を上げる方法も見あたらない(40%未満)。

#### V 見直しの必要性(平成25年度に向けた改善等の考え方)

一次評価(担当部評価結果)		
見直しの必要性	説明	IV以外の判断項目
有	介護ニーズの多様化や認知症高齢者の増加などにより、介護保険施設等には、身体拘束の解消を含め、幅広い権利擁護の取組が求められているが、一方で介護職員の人材不足等により4日間の研修に参加することが難しいとの課題も提起されており、今後、より多くの参加を得て事業効果が拡大されるよう、研修日程や内容も含め見直しを行う。	m

・「IV以外の判断項目」の欄

○必要性(a.目的の達成 b.新たな課題への対応 c.対象の変化 d.ニーズの変化 e.法律・制度の改正) ○官or民(f.民間等実施) ○官の役割分担(g.市町村等へ移管) ○効率性(h.外部委託 i.経費節減 j.類似事業と統合・連携 k.所要時間の縮減 l.プロセスの改善) m.その他

二次評価(担当部局再評価結果) ※行政評価アドバイザー会議(外部評価)での指摘事項を踏まえた担当部局による再評価		
見直しの必要性	説明	IV以外の判断項目

・「IV以外の判断項目」の欄は、上記と同様とする。

#### VI 見直しの方向(平成25年度当初予算等での対応状況)

見直しの方向	具体的な実施計画等
実施方法等の変更	より多くの参加者を得て事業効果を拡大するため、研修期間の短縮を図りつつ、研修効果が維持できるようカリキュラムの見直しを行う。

・見直しの方向は、「廃止」「一部廃止」「終期設定」「休止」「他事業と統合」「縮小」「拡大」「実施方法等の変更」「改善済み」の中から選択し、V見直しの必要性を踏まえ、具体的な実施計画等を分かりやすく記載すること。なお、見直しがない場合は、「現行どおり」と記載し、必要に応じてその理由を記載すること。